

東彼杵町建築物等木材利用促進基本方針

平成 24 年 6 月 7 日
全部改正 令和 4 年 9 月 27 日

第 1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、町内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材の利用の目標、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

第 2 建築物等における木材の利用の促進の意義と効果

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、町民の生活において重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備に繋がり、森林の有する機能の持続的発揮や農山村をはじめとする地域経済の活性化に資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、木材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

このようなことから、建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

第 3 町内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号及び法施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のようない建築物が含まれる。

（1）町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、運動施設、社会教育施設、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

(2) 町以外の者が整備する（1）に準ずる建築物

これらの建築物には、町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設が含まれる。

2 木材の利用の促進のための施策の具体的方向

建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその推進を図る。

建築物の構造は、町内事業者で設計施工が対応可能な在来工法に加え、強度・耐火性に優れた木材の製造技術及び製造コスト低減の技術革新が進んでいることから、このような新たな工法についても木造化の検討を行い、内外装の木質化も併せて検討する。

また、建築物において使用される机、椅子、遊具、書棚等の家具や小物類についても木製品の導入を検討する。

木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入については、建築物の適切な維持管理を考慮し導入を検討する。

第4 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木造化

町は、整備する公共建築物について、建築基準法等関連法令の制約を受ける場合を除き原則として木造化を図る。木造化にあたっては、可能な限り県産木材を使用するようものとする。

2 内外装の木質化

町は、内外装の木質化を図ることが適切と判断される部分については木質化を行う。木質化にあたっては、可能な限り県産木材を使用するようものとする。

3 その他の木材利用

町は、整備する全ての公共建築物において木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木工事における木材を原材料として使用した資材の利用促進、ボイラー等の設置における木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

4 町が補助する公共建築物等

町は、町以外の者が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助にあたって、事業主体の理解を求め、可能な限り1～3に準じた木材が使用されるよう配慮するものとする。

第5 町内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における木材の利用の促進を図るために、乾燥や強度といった性能が明らかな木材及び合法性等が証明された木材が低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、町は林業従事者（素材生産者）、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等と可能な範囲で情報共有を行い、建築主となる事業者等のニーズを把握し、設計提案と品質の確かな木材の安定供給に努めるものとする。

第6 その他町内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理や解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

加えて、公共建築物における木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入にあたっては、当該ボイラー等の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

2 町の関係部局の役割

関係部局は所管する公共建築物において、木材の積極的な利用に努め、その所管する事業について、補助事業等を含め木材の利用を促進する。

3 町民への意識醸成のための普及啓発の取組

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには、町民に対しての普及啓発が不可欠であることから、町は県・民間の事業者等と連携し、建築物等における木材の利用の促進の意義及び利用事例等について普及啓発に取り組むものとする。